

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.88

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 株式会社デジタルガレージ
代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO 林 郁

【住所又は本店所在地】 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号

【報告義務発生日】 令和8年5月12日

【提出日】 令和8年5月13日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 2

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 共同保有者の追加
保有目的の変更
株券等に関する担保契約等重要な契約の締結

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社カカコム
証券コード	2371
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社デジタルガレージ
住所又は本店所在地	〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成7年8月17日
代表者氏名	林 郁
代表者役職	代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO
事業内容	インターネット関連ビジネス

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町15番1号 株式会社デジタルガレージ 執行役員 コーポレート本部 副本部長 野崎 洋之
電話番号	03(6367)1111

(2) 【保有目的】

安定株主として長期的に保有しております。なお、(6)「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」に記載のとおり、提出者は、2026年5月12日付で、Kamgras 1株式会社(以下「公開買付者」といいます。)との間で、公開買付けへの不応募等に関する契約(以下「本不応募契約」といいます。)を締結しており、同契約に従って、発行者に対して、発行者の非公開化を目的とした以下の一連の取引等に関して、重要提案行為等(以下に定義する本スキーズアウト及び本自己株式取得の実施の提案)を行う予定です。

公開買付者が実施する提出者の持分法適用会社である発行者の普通株式(以下「発行者株式」といいます。)及び全ての種類の新株予約権に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に、提出者が所有する発行者株式(以下「提出者所有株式」といいます。)の全てを応募しないこと

公開買付者が本公開買付けにおいて発行者株式の全て(ただし、提出者所有株式、KDDI株式会社(以下、提出者及び同社を個別に又は総称して「本不応募株主」といいます。))が所有する発行者株式(以下「KDDI所有株式」といい、提出者所有株式と総称して、以下「本不応募株式」といいます。)及び発行者が所有する自己株式を除き、以下「本公開買付け対象株式」といいます。)を取得できなかった場合、発行者の株主を公開買付者及び本不応募株主のみとし、発行者を非公開化するための、株式併合その他の方法を用いたスキーズアウト手続(以下「本スキーズアウト」といいます。)を実施すること

本スキーズアウトの実行後、本不応募株式の全てを対象とする発行者による自己株式取得(以下「本自己株式取得」という。)を実施すること

本自己株式取得の実行後、本自己株式取得で得た金銭の一部を原資として、公開買付者の完全親会社であるKamgras 2株式会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者(総称して、以下「再出資対象会社」といいます。))に対して再出資し、再出資対象会社の普通株式(議決権所有割合約20%)を取得すること

また、公開買付者は、本不応募契約に基づき、発行者の非公開化を目的とし、2026年5月13日から同年7月2日までを公開買付け期間、買付予定数を121,905,767株、公開買付け価格を発行者株式1株当たり3,000円として、2026年5月13日に本公開買付けを開始することを決定しています。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等(株・口)	40,917,700			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H	O
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計(株・口)	V 40,917,700	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	Z			

共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA	
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB	40,917,700
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC	
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和8年5月12日現在）	AD	198,218,300
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（％） （AB / (AD+AE-AF) × 100）		20.64
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		20.35

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、2026年5月12日付で、公開買付者との間で本不応募契約を締結し、以下の事項について合意しております。

(ア) 本公開買付けへ応募しないこと等に関する合意

本公開買付けが開始された場合、提出者は、提出者所有株式につき、本公開買付けに応募せず、本不応募契約の締結日から、発行者の株主を公開買付者及び提出者のみとすることを目的として実施される一連の取引（以下「本取引」といいます。）の完了日までの間、本不応募契約により明示的に許容される場合を除き、提出者所有株式について譲渡、貸与、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならず、また、直接又は間接に対象株式等を取得してはならない旨を提出者と公開買付者との間で合意しております。

(イ) 発行者株式に係る議決権行使に関する合意

提出者は、本公開買付けにおいて公開買付者が本公開買付対象株式の全てを取得できなかった場合には、本スクイーズアウトのための株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に関する事項を定めること及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会において、本スクイーズアウトに関する議案に対して賛成する旨を提出者と公開買付者との間で合意しております。

(ウ) 貸株に関する合意

本公開買付けの決済後において、公開買付者又は本不応募株主のいずれかが所有する発行者株式の数を上回る数の対象株式を所有する株主（公開買付者及び不応募株主を除きます。）が存在し又は生ずることが合理的に否定できない場合その他本スクイーズアウトを安定的かつ円滑に実施し、本取引の目的を達成するために必要であると公開買付者が合理的に判断する場合、本スクイーズアウトを安定的かつ円滑に実施することのみを目的として、公開買付者の合理的な要請に基づき、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、法令等上許容される範囲内で、公開買付者及び本不応募株主の間で本不応募株式の全部又は一部を無償で貸し付ける貸株取引（以下「本貸株取引」という。）を実施する旨を提出者と公開買付者との間で合意しております。なお、本貸株取引は、本スクイーズアウト及び本スクイーズアウト後に行われる発行者株式の分割の効力発生後、直ちに解消されるものとし、本貸株取引の借主は、本貸株取引により貸し付けられた発行者株式の全部を、本貸株取引において貸付けを実施した貸主に対して返還することとされています。（注）

(エ) 自己株式取得に関する合意

公開買付者及び提出者は、本スクイーズアウトの完了後、実務上合理的に可能な限り速やかに、発行者をして、本自己株式取得を実施させ、提出者は、本自己株式取得に応じて提出者所有株式の全部を売り渡す旨を提出者と公開買付者との間で合意しております。

（注）なお、KDDIが2026年5月13日付で提出した変更報告書No. 1によれば、KDDIは、2026年5月12日付で、公開買付者との間で、本株式併合を円滑に実施するために必要となる場合には、KDDIが、本株式併合の効力発生日前の時点において、法令上許容される範囲内で、KDDI所有株式の全部又は一部を公開買付者に貸し付けることについて公開買付者との間で誠実に協議すること等に関する公開買付不応募契約書を締結しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	776,015
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	2011年8月1日付の株式分割（1：200）により、無償で11,613,640株を取得し、2013年4月1日付の株式分割（1：2）により、無償で11,672,000株を取得し、2013年9月1日付の株式分割（1：2）により、無償で23,344,000株を取得しております。 株式分割により取得した46,629,640株のうち、2026年5月12日までに5,763,087株処分し、残高は40,866,553株。
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	776,015

（注）取得資金は、処分前の平均取得価格を算出し、当該価格に処分した株券等の数を乗じた額を差し引く方法により算定しております。

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

1【共同保有者 / 1】

(1)【共同保有者の概要】

【共同保有者】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	KDDI株式会社
住所又は本店所在地	東京都新宿区西新宿2丁目3番2号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和59年6月1日
代表者氏名	松田 浩路
代表者役職	代表取締役社長 CEO

<p>事業内容</p>	<p>(1) 電気通信事業法に定める電気通信事業 (2) 電気通信に関する機器の研究、開発、製造、運用、保守、販売及び賃貸 (3) 電気通信に関するソフトウェアの研究、開発、製作、運用、保守、販売及び賃貸 (4) 電気通信に関する市場調査及びシステムの開発 (5) 電気通信設備及びこれに附帯する設備の研究、開発、製作、設置(電気通信設備の高速道路への設置を含む)、運用、メンテナンス、販売、賃貸及びこれらの請負 (6) 海底ケーブル及びこれに附帯する設備の研究、開発、設計、敷設、建築、設置、運用、保守、販売、賃貸及びこれらの請負 (7) 電気通信工事、土木工事、建築工事の設計、施工、監理及びこれらの請負 (8) 海洋の測量、調査及びこれらの請負 (9) 情報処理サービス業、情報提供サービス業及びその他情報通信技術を利用したサービスの企画、開発及び提供 (10) 前各号に関連するコンサルティング及びシステム・エンジニアリング (11) 通信回線を利用した事務連絡代行、受注等取次・代行業務、通訳、会議サービス及び文書翻訳事業 (12) 国内外の電気通信事業等に関する情報収集、調査研究 (13) 不動産の利用及び駐車場業 (14) 金融業 (15) 各種料金の請求収納代理業 (16) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務 (17) 旅行業、国際・国内航空貨物取扱代理店業 (18) 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業 (19) 倉庫業及び通関業 (20) 出版業 (21) 飲食店、薬局、医薬品・日用雑貨品販売店、宿泊施設、スポーツ施設、会議室、宴会会場等の経営 (22) 事務用機器、事務用消耗品、図書、雑誌、自動車、家庭用電気製品、食品等の輸出入、販売、リース、レンタル及び割賦販売 (23) 電気通信、語学、コンピューター技術、資格検定試験対策教育等に関する教育、訓練の企画、立案及び実施 (24) 工業所有権、技術ノウハウ、ソフトウェア、著作権等の無体財産権の権利化企画、取得、管理、仲介及び販売、並びにこれら無体財産権の関連技術情報の調査、分析及び販売 (25) 広告業 (26) 貨物利用運送事業法に基づく第1種貨物利用運送事業 (27) 放送法に基づく放送事業 (28) 放送番組の企画、制作及び販売 (29) 銀行代理業 (30) 古物の収集、加工、再生、保守、販売及び賃貸 (31) 発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売等に関する業務 (32) 医療機器等の販売及びヘルスケア関連事業の企画・運営・商材販売 (33) 酒類の販売 (34) 金融商品仲介業 (35) 前各号に附帯又は関連する一切の事業その他前各号の目的を達成するために必要な事業を営むことができる</p>
-------------	--

【事務上の連絡先】

<p>事務上の連絡先及び担当者名</p>	<p>東京都港区高輪2丁目21番1号 THE LINKPILLAR 1 NORTH KDDI株式会社 執行役員 コーポレート統括本部 副統括本部長 兼 経営管理本部長 明田 健司</p>
<p>電話番号</p>	<p>03-3347-0077</p>

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等(株・口)	35,016,000			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H	O
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	P

対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計(株・口)	V	35,016,000	W	X
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の 数	AA			
保有株券等の数(総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB			35,016,000
株券、株券預託証券及び株券信託受益 証券のうち保有潜在株券等の数に加算 すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N +O+P+Q+R+S+T+U+AC)				

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和8年5月12日現在)	AD	198,218,300
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF	
上記共同保有者の株券等保有割合(%) (AB/(AD+AE-AF)×100)		17.67
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		16.63

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) 株式会社デジタルガレージ
- (2) KDDI株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等(株・口)	75,933,700			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H	O
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計(株・口)	V 75,933,700	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の 数	AA			
保有株券等の数(総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB			75,933,700
株券、株券預託証券及び株券信託受益 証券のうち保有潜在株券等の数に加算 すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N +O+P+Q+R+S+T+U+AC)				

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和8年5月12日現在)	AD	198,218,300
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合(%) (AB/(AD+AE-AF)×100)		38.31
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
株式会社デジタルガレージ	40,917,700	20.64
KDDI株式会社	35,016,000	17.67
合計	75,933,700	38.31